役員及び評議員の報酬等

に関する規程

社　会　福　祉　法　人

東　向　福　祉　会

社会福祉法人 東向福祉会　役員及び

評議員の報酬等に関する規程

**（目的及び意義）**

第１条　この規程は、社会福祉法人 東向福祉会（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

**（定義等）**

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

（３）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受

ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を

問わない。

（４）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）

等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

**（報酬等の支給）**

第３条　役員及び評議員は、定款第８条及び第２１条に定めるとお

り無報酬とする。

**（費用弁償の支給）**

第４条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって

負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支

払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支

払うことができるものとする。

２　役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）

を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給すること

ができる。

**（公　表）**

第５条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２

第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**（改　廃）**

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

**（補　足）**

第７条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の

承認を経て、別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２９年５月３１日から施行する。